公　示　送　達　書

白山市告示第２７４号

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、介護保険法第１４３条において準用する地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。

これらの書類は、本市健康福祉部長寿介護課において保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和８年１１月１３日

白山市長　　田　村　敏　和

公示送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘要
令和８年度介護保険料納入通知書	髙多　晴志	
	以　下　余　白	

備考　上記の書類は、地方税法第２０条の２第３項の規定により、公示送達した日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。